

政府が憲法解釈を勝手に変えてしまえば、国民が憲法によって権力を律する「立憲主義」は根底から揺る。憲法を再び国民の手に取り戻さねばならない。

論説

2015・9・18

安全保障法制をめぐる安倍政権の強硬姿勢は最後まで変わりなかった。国会周辺を全国各地で響きわたる「九条壊すな」の叫びは、耳を震やぶった。また、

他国同士に戦争を誘発する「集団的自衛権の行使」を法的に可能にするのが安倍政権が進める安保法制の柱である。多くの憲法学者らがどんなに「憲法違反」と指摘しても、安倍内閣と与党側は「合憲」と強弁し続ける傲慢さだ。

歴代内閣が見解踏襲
そもそも集団的自衛権の行使を「憲法違反」としてきたのは、ほかならぬ政府自身である。

戦後、制定された日本国憲法は九条で、国際紛争を解決するための戦争や武力の行使、武力による威嚇は行わないと定めた。

日本国民だけで三百万人も犠牲を出し、近隣諸国にも多大な損害を与えた先の大戦に対する痛切な反省に基づき、国際的な宣言でもある。

その後、実力組織である自衛隊を持つには至ったが、自衛権の行使は、日本防衛のための必要最小限の範囲にとどめる「専守防衛」政策を貫いてきた。

一方、国連憲章で認められた集団的自衛権は有してはいるが、行使は必要最小限の範囲を超えるため、憲法上認められないというのが、少なくとも四十年以上、自民党を含む歴代内閣が踏襲してきた政府の憲法解釈だ。

この解釈は、国連の最高機関である国連や政府内部での議論の積み重ねの結果、導き出された英知の結果でもある。一内閣が恣意的に変えることを許せば、憲法の規範性や法的安定性は失われる。そんなことが許されるはずはない。

「禁じ手」の解釈変更

しかし、安倍首相内閣は昨年七月の閣議決定で、政府のそれまでの憲法解釈を変更し、道徳としてきた集団的自衛権の行使を一転、合憲とした。

集団的自衛権を行使しなければ国民の生命や財産、尊厳が守れない、とこののなら、その責任は別にとして、衆参両院でそれぞれ三分の二以上の賛成を得て改憲を発議し、国民投票に付するのが憲法に定められた手続きだ。

はなへ、閣議決定による解釈変更で、それまで「できない」と言っていたことを「禁じ手」の「禁じ手」にするのは、やはり「禁じ手」だ。憲法解釈がずる。

首相は、徴兵制は憲法が禁じる苦役に当たることを否定したが、一内閣の判断で憲法解釈の変更が可能なら、導入を全否定できないのではなから、現行憲法が保障する表現の自由や法の下の平等ですら、制限をめぐり政権が出てこないでも限らない。

政権が、本来の立法権を逸脱して憲法の解釈を自由に変えることができるのなら、憲法は主権者たる国民の手を離れて、政権の意のままに操られてしまう。

国民は、一連の国政選挙を通じて安倍首相率いる自民党に政権を託したとはいえ、それまでの全権を委任したわけではない。

報道各社の直近の世論調査でも依然、安保関連法案への「反対」「適憲」は半数を超える。今国会での成立反対も過半数だ。

首相は十四日の参院特別委員会「法案が成立し、時を経ていく中で間違はなく理解が広がっていく」と語った。どんな根拠に基づいて決断していることができるのか。

国会周辺をはじめ全国各地で行われている安保関連法案反対のデモは収束するどころか、審議が進むにつれて規模が膨らんだ。

憲法破壊に対する国民の切実な危機感に、首相をはじめ自民、公明両党議員はあまりにも鈍感ではないのか。

憲法はもともと、国民のものである。特に、膨大な犠牲を経て手にした戦争放棄の九条や国民の権利を定めた諸規定は、いかなる政権も侵すことは許されない。

絶望は愚か者の結論

私たちは憲法と指摘された安保関連法案の廃案を求めてきた。衆院に続いて参院でも採決強行を阻止できなかった自らの非力さには抱愧たるものがある。

しかし、今こそ、英國の政治家で小説家であるチャムスレーリが残した「絶望とは愚か者の結論である」との言葉を心に刻みだ。

憲法を私し、立憲主義を蔑ろにするような政治を許すわけにはいらない。ここで政権追及の手を緩めれば、権力側の思いつくだけだ。

憲法を再び国民の手に取り戻すまで、「言われぬならなごう」とを言い続ける責任を自らに課したい。それは私たちの新聞にとって「権利の行使」ではなく「義務の履行」だからである。

憲法を再び国民の手に

3/18 奥福